

大熊町民の皆さまへ

中間貯蔵施設の搬入受け入れ判断について

国が大熊、双葉両町に建設を計画している中間貯蔵施設については、大熊町では、昨年12月に建設の受け入れ判断を行ったところですが、その際、県が示す県外最終処分の法案の成立等5項目すべてで納得出来る内容が出てこなければ、最終的な搬入受け入れ判断はしないこととし、引き続き国、県等と協議をしてきたところです。

このような中、去る2月8日には、県に対して5項目に関する国の対応状況が示され、町及び町議会においても内容を精査し、必要な修正を求めてきたところですが、一昨日には、県と大熊、双葉両町及び県と双葉郡8町村における協議を行い、国の対応については概ね県及び地元自治体の意向を踏まえた対応がなされていることを確認し、昨日、国と県、大熊、双葉両町において安全協定を締結したところであります。

町としましては、県が示した5項目への国の適切な対応はもちろんのこと、最も大切な地権者への丁寧な説明と十分な理解を得ることについて国に再三要望してきましたが、1月31日より実施してきました町政懇談会における中間貯蔵施設に関する意見を見ますと、地権者から補償の面で納得がいかないとの意見もありましたが、一方で、施設そのものの必要性については、多くの町民の方々に御理解をいただいたものとの認識に至ったところであります。

大熊町、双葉町の搬入ルート、安全対策等未整理の部分もあり、実際の搬入に当たっては、これらにしっかり対処した後に臨んでいただく必要がありますが、様々な考えや御意見がある中、私としても、まさに苦渋の決断ではありますが、総合的な観点から、搬入受け入れはやむを得ないものと判断したところです。

地権者の皆様の無念を察するに、納得のいく補償が必要であることは当然のことであり、今後、国と地権者の皆さんの補償交渉が本格化する中、町では、国には「地権者の大切な土地を譲っていただく」という謙虚な気持ちをもって、丁寧なだけでなく、親身になった地権者への説明を求めるとともに、皆様が十分内容を理解して納得がいく補償交渉となるよう、専門家による相談窓口を設けるなど、一層支援してまいります。

また、施設及び輸送に関する安全性について、国では、輸送手段の効率性の確認、輸送の影響の把握、さらには輸送管理システム等の検証を行い、より万全な対策とするためにパイロット輸送として概ね一年間をかけて試験輸送を行うこととしておりますが、その十分な検証による万全の対策を講じることはもちろんのこと、除去土壌の運搬にも利用できる復興インターチェンジの整備、さらには、本格輸送をするに当たって、町民の一時帰宅、将来の帰還に支障が出ないように、中間貯蔵施設に直接通じた専用道路の整備を国に強く求めてまいります。施設の安全性に関しては、安全協定に基づく環境安全委員会により多くの町民が委員として参画できるよう国に認めさせたところですが、当該委員会によって厳しく監視し、地権者始め町民の皆さんが感じる不安の払拭に向け全力で取り組んでまいります。なお、パイロット輸送のルートについては、現在調整しておりますので、確定次第再度お知らせします。

最後になりますが、地権者の皆様からの要望が強かった代替地につきまして、検討中の第二次復興計画に、大熊町内への代替地整備を盛り込む予定であります。今回の搬入受け入れにより、中間貯蔵施設に関する自由度の高い交付金を活用し、すべての町民の皆様の生活再建に向けた支援のさらなる充実を図るなど、真の復興に町一丸となって邁進していく考えでありますので、何卒ぞ御理解くださるとともに、皆様の御支援、御協力をお願い申し上げます。

平成27年2月26日

大熊町長 渡辺利綱